

排出抑制等指針について

1. 経緯

平成 20 年 6 月に、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、事業者に対して次の 2 つの努力義務が課されることとなった。

- ① 事業者が事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない（法第 20 条の 5）。
- ② 事業者が、国民が日常生活において利用する製品・サービス（以下「日常生活用製品等」という。）の製造等を行うにあたっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行うよう努めなければならない（法第 20 条の 6）。

主務大臣（環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣）は、この 2 つの努力義務を果たす上で事業者が講ずべき措置を示した排出抑制等指針を平成 20 年 12 月 12 日に公表した。この時公表した排出抑制等指針は、業務部門及び家庭部門における対策を中心とした内容になっている。

2. 内容

（1）規定内容の趣旨

温室効果ガスの排出抑制等のためには、事業者の取組が不可欠であり、特に、事業活動において使用する設備については、温室効果ガスの排出抑制等のための新しい技術が日々開発されている状況も踏まえて、エネルギー消費効率の高いもの等、温室効果ガスの排出をできるだけ抑制できる設備を用いる努力を行う必要がある。また、既存のものも含め、設備の使用に当たっては、その使用方法に配慮し、より温室効果ガス排出量の少ない方法で使用するよう努めることも求められる。

また、国民生活における温室効果ガスの排出抑制等についても、事業者は一定の役割を担うことが重要である。具体的には、利用の際に排出される温室効果ガスの排出量がより少ない製品・サービスを提供すること、また、そのような製品・サービスが選択されやすいよう、地方公共団体や、全国地球温暖化防止活動推進センター等も活用しつつ、製品・サービス利用時の温室効果ガス排出量に関する情報を提供することが求められる。以上を踏まえ、事業者に対し、これらの措置の実施を求める努力義務を規定

した。

(2) 規定内容

①業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

- ・将来的な見通し・計画性を持った設備の選択・使用など温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組を提示。
- ・空調設備・換気設備、給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備、BEMS（ビルエネルギー管理システム）などについて温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択・使用方法を提示。

空調設備・換気設備の例：

設備の選択：空調対象範囲の細分化、可変風量制御方式の導入、ファンの滑車サイズの適正化 など

設備の使用方法：空調設定温度・湿度の適正化、運転時のドア等の開け放しの防止、除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止 など

②日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき措置

- ・エネルギー消費効率の高いものの製造等を行うとともに、製造等にあたっては、カーボン・オフセットやエコ・アクション・ポイントを活用することを提示。
- ・日常生活用製品等への貼付、インターネット等により、温室効果ガスの「見える化」を活用した情報提供を推進することなどを提示。
- ・照明機器、冷暖房機器等については、使用時や待機時のエネルギー消費量が少ない機器の製造等を推進することを提示。

現在の排出抑制等指針(概要)

事業者に対し、次の2つの努力義務を課すこととした。

① 事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択し、また排出量が少なくする方法で使用するよう努めること。

② 日常生活用製品等の製造等を行う場合には、温室効果ガスの排出量が少ないものの製造等を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行うよう努め、また、当該情報の提供にあたっては、日常生活における排出抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、行うよう努めること。

また、主務大臣は①、②の義務を果たす上で必要な措置を示した「排出抑制等指針」を公表することとした。

施行：平成20年12月12日

事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等

事業者の努力義務

日常生活における排出抑制への寄与

業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

○効果的な実施に係る取組

- ・体制の整備、職員への周知徹底
- ・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握
- ・情報収集・整理
- ・PDCAの実施

○排出の抑制等に係る措置

熱源設備、空調設備等ごとに、設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示

- ・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新、空調対象範囲の細分化
- ・燃焼設備の空気比の適正化、空調設定温度・湿度の適正化 等

日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

○事業者が講ずべき一般的な措置

- ・エネルギー消費効率が高い製品等の製造
- ・カーボン・オフセット、エコ・アクション・ポイント等の活用
- ・カーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用による情報の提供
- ・地方公共団体等との連携 等

○事業者が講ずべき具体的な措置

照明機器、冷暖房機器等ごとに、日常生活用製品等の製造等について講ずべき措置を提示

- ・エネルギー消費量の少ない照明機器の製造等
- ・待機消費電力量の少ない冷暖房機器の製造等 等

業務部門における温室効果ガスの排出抑制

家庭部門における温室効果ガスの排出抑制